

加算税制度の見直し

平成28年度改正では、納税環境整備の一環として加算税の見直しが行われ、次の場合について加算税の割合が引き上げられることとなりました。

- ① 税務調査の事前通知以後、税務調査があることにより更正若しくは決定があるべきことを予知する前に修正申告等をした場合

	現行	改正後
過少申告加算税	0%	5% (10%) ※
無申告加算税	5%	10% (15%) ※

いままで課されていなかった過少申告加算税が課税され、無申告加算税についてもその割合が引き上げられています。

- ② 繰り返しの無申告または偽装・隠蔽行為があった場合

	現行	改正後
無申告加算税	15% (20%)	25% (30%) ※
重加算税(過少・不納付)	35%	45%
重加算税(無申告)	40%	50%

期限後申告等があった場合において、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合には加算税の割合が10%加算されます。

※カッコ内は、税額が50万円を超える場合にその超える部分について適用

これらの改正は平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する分から適用されます。

年末調整の準備（マイナンバー）

今年もあと二か月余りとなり、12月には年末調整を控えております。保険会社や日本年金機構から、10月中旬頃より控除証明書等が送付されます。「年末調整必要書類」の詳細は次号でお知らせいたしますので、資料の収集にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、マイナンバー制度導入に伴い、個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野で開始されました。従業員の源泉徴収票や報酬、不動産使用料等の支払調書を税務署等に提出する際には、マイナンバーの記載が義務づけられます。会社は、従業員及びその扶養家族や一定の個人事業主※からマイナンバーを収集する必要がありますのでご留意下さい。

※個人事業主のうち、①弁護士や税理士等で、同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を超えるもの、②個人賃貸業者で、同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものが対象です。

亡くなった方の所得税の予定納税

予定納税とは、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度です。

	納付期間	予定納税額
第1期分	7月1日～7月31日	予定納税基準額の3分の1
第2期分	11月1日～11月30日	〃

もし、予定納税義務のある方が亡くなった場合はどうなるのでしょうか？

● 6月30日以前に亡くなった場合

予定納税の納税義務の判断基準日は6月30日となるので予定納税の義務はありません。予定納税の通知がすでに届いていても税務署に亡くなった旨を連絡することにより予定納税の取り消しの通知が出されます。

● 7月1日以降に亡くなった場合

この場合は所得税の予定納税の義務があることとなり、その納税義務は亡くなった方の相続人が引き継ぎます。納付した予定納税額は被相続人の準確定申告において控除されます。予定納税を実際に納付しているかどうかに関わらず、申告納税額から第1期・第2期予定納税額を差し引いた形で準確定申告書に記載します。未納付の予定納税については税務署から改めて通知が届きます。

自主点検チェックシート

全国法人会総連合が中心となって「自主点検チェックシート」というものが作成され、平成26年4月から全国で実施されています。

このチェックシートは、企業自らが内部統制や経理面の自主点検を行うことで、税務コンプライアンスを向上させ、税務リスクの軽減等につなげるものです。チェック項目は、現預金や債権債務に関する残額の一致、重要書類の作成・保管方法、運営管理・経理責任者が日常業務の中で、経理上のミスや管理上の不備をなくするための内容となっています。

内部統制や経理水準の向上は、入出金の適正管理や内部不正の未然防止等、結果的に企業の成長として期待できます。

税金面や税務調査での優遇は今のところ無いため、なかなか普及していないようですが、自社の成長や税務リスクの軽減のために、活用してみても良いかもしれません。

なお、自主点検チェックシート・自主点検ガイドブックは全国法人会総連合のホームページよりダウンロードできます。

